

条例の点検・見直しシート

| | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月29日 |
|---------|---|-----------|--|
| 条例の題名 | 三重県産業廃棄物税条例 | 公 布 日 | 平成13年7月3日 |
| 条 例 番 号 | 平成13年三重県条例第51号 | 直 近 改 正 日 | 平成23年12月27日 |
| 所管部局課 | 総務部税務・債権管理課 | 電 話 番 号 | 059-224-2127 |
| 条例の概要 | 地方税法第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課することに関し、必要な事項を定めるものである。 | 条例の 類型 | 規制型 |
| 視 点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 地方税法第4条第6項及び第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。 |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 地方税法第4条第6項及び第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。 |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | 産業廃棄物税の賦課徴収は、この条例に基づき行われている。 |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | はい | 平成23年度に有識者意見を参考に税制度の検討を行った結果、現行制度を維持することとされている。また、他の地方公共団体と比較して過度な制度ではなく、関係団体への説明も行っている。 |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。 | はい | 地方税法第4条第6項及び第3条の規定に基づき、県税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。 |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方税法 |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。 | はい | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | 実務上の事務手続は、条例に基づき行われている。 |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | 条例の目的である産業廃棄物税に関し必要な事項を定めることを、各条で納税義務者、課税標準、税率等を規定することで実現しており、整合は図られている。 |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | 平成23年度に有識者意見を参考に税制度の検討を行った結果、現行制度を維持することとされている。また、関係団体への説明も行っている。 |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 地方税法第4条第6項及び第3条の規定に基づき、産業廃棄物税に関し必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、産業廃棄物税を課することができなくなり、県の行政運営に支障が生じると考える。 |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | 地方税法第4条第6項及び第3条の規定に基づき、産業廃棄物税に関する規定は、条例で定めることが必要であり、廃止すべき規定はない。 |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | 産業廃棄物税に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない。 |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | |

| | | | | | |
|----------|--|------|--|--------------|---------------|
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | 産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるために、産業廃棄物を排出する事業者に負担を求めるものであり、配分は適正である。 | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | 産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられるため、効果は一部の県民に限られない。 | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | いいえ | 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出する事業者に負担を求めるものであり、コスト負担は限定的なものであるが、この負担は産業廃棄物の排出抑制、再生、減量化の誘因として機能させることを目的とするためである。 | | |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | | |
| 点検・見直し結果 | 改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。 | 理由 | 特記事項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
| | | | | 有 | 無 |